

国家知識産権局 国家市場監督管理総局による
『商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法』
の印刷配布に関する通知

各省、自治区、直轄市と新疆生産建設兵団知識産権局、市場監管局（庁、委）：

中国共産党中央委員会および国務院の知的財産権保護の全面的強化に関する決定・配置を徹底的に実施し、法執行の基準を統一させ、不法経営額の算定を規範化するために、『中華人民共和国商標法』と『中華人民共和国商標法実施条例』に基づき、『商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法』を制定した。ここに印刷配布し、真摯に執行を徹底されたい。

国家知識産権局 国家市場監督管理総局

2024年10月14日

商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法

第一条 商標権侵害事件に対する厳格で標準化され、公正かつ文明的な法執行を推進し、事業体の合法的な権益を保護し、公正に競争する市場環境を構築するために、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国商標法実施条例』などの法律法規に基づき、本弁法を制定した。

第二条 本弁法は、商標行政法執行部門による商標権侵害事件の処理プロセスにおいて、当事者の行為が商標権侵害行為と認定された場合に適用される。

第三条 不法経営額の算定は、適法性、合理性、客観性、公正性の原則に従わなければならない。

第四条 不法経営額とは、当事者による商標権侵害行為の実施に係る侵害商品の価値総額、または侵害によって発生した売上高のことを指す。

第五条 販売された侵害商品の価値は、実際に販売された価格で算定する。

まだ販売されていない侵害商品の価値は、把握された侵害商品が実際に販売された平均価格に基づいて算定する。実際に販売された平均価格が把握できない場合、侵害商品の表示価格に基づいて算定する。

実際販売価格を把握できない、または侵害商品に表示価格がない場合、侵害が発生した期間の被侵害商品の中間市場価格に基づいて算定する。

まだ侵害登録商標の標章がついていない製造済み商品は、他人の登録商標の専用使用権を侵害する確実で十分な証拠がある場合、その価値は不法経営額の一部として算入するものとする。

第六条 被侵害製品の中間市場価格は、被侵害者が公表した同種製品の目安小売価格に基づいて確定する。目安小売価格が公表されていない場合、以下の方法に基づいて確定する。

(一) 市場に同種の被侵害製品の販売者が複数存在する場合、いくつかの販売者の小売価格の平均をとって中間市場価格とする。販売者が1つしかない場合、当該販売者の小売価格に基づいて中間市場価格を確定する。

(二) 市場に同種の被侵害製品が販売されていない場合、以前市場で販売されていた同種の被侵害製品の中間価格に基づいて確定する。または、機能、用途、主要材料、デザイン、構成などにおいて侵害製品と同一または類似する、市場で販売されている同種の被侵害製品の市場中間価格に基づいて確定する。

前項の規定により中間市場価格の確定が困難な場合、価格認定機関による認定を経て確定することができる。

当事者が陳述し、商標権者が提供した被侵害製品の中間市場価格は、他の関連証拠に対する審査を経て真実であることが確認された後、参考とすることができる。

当事者は被侵害製品の市場中間価格の算定結果に異議がある場合、証拠を提出して証明しなければならない。

第七条 工賃・材料費込み加工受託経営活動において登録商標の専用使用権を侵害する商品を使用した場合、侵害商品の実際販売価格に基づいて不法経営額を算定しなければならない。侵害商品が独立して価格設定されていない場合、工賃・材料費込み加工受託経営活動における侵害商品の価値の割合に応じて、不法経営額を算定する。価値の割合を区別することができない場合、被侵害商品の中間市場価格に基づいて不法経営額を算定する。

第八条 無料配布商品が他人の登録商標の専用使用権を侵害した場合、配布商品の実際の購入価格または製造原価に基づいて不法経営額を算定しなければならない。配布商品の実際の購入価格または製造原価を確定することができない場合、または配布商品が非標準商品である場合、表示価格または被侵害商品の中間市場価格に基づいて不法経営額を算定する。

第九条 リニューアル後の商品が他人の登録商標の専用使用権を侵害した場合、侵害商品全体の価値に基づいて不法経営額を算定する。

リニューアル後の商品自体が他人の登録商標の専用使用権を侵害しないが、その部品または付属品のみが他人の登録商標の専用使用権を侵害した場合、同侵害部品または付属品の価値に基づいて不法経営額を算定する。

第十条 『商標法』第 57 条第 4 項に規定する侵害行為に該当する場合、侵害標章の実際販売価格に基づいて不法経営額を算定する。

第十一条 故意に他人の登録商標の専用使用権への侵害行為に便宜を図った場合、侵害の幫助によって得た収入に基づいて不法経営額を算定する。収入がない場合、不法経営額がないと見なして処理する。

第十二条 レンタル商品が他人の登録商標の専用使用権を侵害した場合、レンタル収入に基づいて不法経営額を算定する。

第十三条 広告において他人の登録商標の専用使用権を侵害しているが、侵害商品が確認できない場合、不法経営額がないと見なして処理する。

第十四条 商標使用許諾者と被許諾者が共同で他人の登録商標の専用使用権を侵害した場合、本弁法第五条と第六条の規定に基づいて不法経営額を算定する。

商標使用許諾者が被許諾者による他人の登録商標の専用使用権侵害への幫助に該当する場合、許諾収入に基づいて不法経営額を算定する。商標を無償で使用許諾した場合、不法経営額がないと見なして処理する。

第十五条 上記いずれの規定によっても実際の不法経営額が確認できない場合、不法経営額がないと見なして処理する。不法経営額の一部しか確認できなかった場合、確認できた不法経営額に基づいて処理する。

第十六条 当事者によって十分な証拠を提出して証明された、「サクラ行為」など虚偽の販売手法によって増加した侵害商品の販売額は、不法経営額に算入されない。

第十七条 行政法執行と刑事司法の融合で検察当局から行政当局へ移送された事件において、不法経営額に関する行政機関と公安機関の認定が一致しない場合、行政機関の調査結果に基づいて、本弁法の規定に基づいて認定することができる。

第十八条 本弁法は、国家知識産権局と国家市場監督管理総局が解釈する。

第十九条 本弁法は公布日から施行される。

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。